

減災力の強い県土づくりを目指して

減災ネットやまなしが望む「減災対応時間軸システム（タイムライン）」

私たちは、自然災害の多発する国土に住んでいます。もちろん、急峻な山々に囲まれた山梨県土もしかりです。

その自然災害の性格を時間軸で捉えると、「突発性災害」と「警告性災害」に大別されます。

「突発性災害」とは、予告なく突然に発生する災害で、地震や竜巻や落石等が相当します。

一方の「警告性災害」とは、ある程度の時間的余裕を経た上で発生する災害であり、洪水や土石流等がそれにあたります。大地震と共に発生する大津波や、火事による類焼等もその類いです。つまり、気象予報や過去の災害の歴史等から、「大雨になると危ない」、「大きく揺れると必ず大津波が来る」、「山火事が迫って来たので逃げよう」など、「警告性災害」には警報・予報があります。

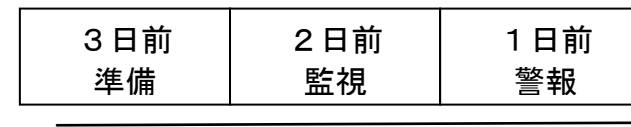
平成7年1月の阪神淡路大震災以降、九州、北陸、北海道等全国各地で立て続けに自然災害が発生し、そして平成23年3月には未曾有の東日本大震災が起き、さらに今年の10月は伊豆大島で土石流が発生し、それぞれ多くの尊い人命が失われました。

それらの災害を教訓に、国を挙げて対策強化を図っていますが、今回の伊豆大島の土石流は、「町長と副町長が不在であったから」とか「午前2時の避難は危険を伴うので」と言った、次への教訓にならない論点になっています。つまり、相変わらず国が昭和36年に定めた「災害対策基本法第42条」の規定に基づき、「都道府県および市町村は、防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする」=いざという時には「都道府県が県民を助ける」、「市町村が住民を助ける」という義務だけで論じている限り、**自助・共助・公助の新たな仕組み**はできません。

その新たな仕組みの一つが、「減災対応時間軸システム（タイムライン）」です。

行政は「警告性災害」から住民を助けるため、発災前の対応を重視した「減災対応時間軸システム（タイムライン）」の導入が必要となります。具体的には今回の伊豆大島を例にすると、図にあるように、

- 「72時間前 準備」 防災担当職員が準備体制に入ります。
- 「36時間前 監視」 監視体制に入り、警報・指示出しのタイミングを整えます。
- 「24時間前 警報」 早めに勧告・指示を出します。解除も出します。



実際には1時間単位の細かな対応となり、一部の想定事態（災害種や規模）では時間の設定が異なりますが、準備—監視—警報までがきちんと定めてあれば、市町村長や防災担当が不在でも警報を出すことができます。ただ、この警報は「安全第一・空振りOK」が

前提となりますので、住民はそれを充分承知した上で警報に従い、また、準備段階から自主防災会との密なる連携も重要となります。さらに、「警報出ずとも率先避難」は住民自身の減災行動として徹底しましょう。